

第3章 支払命令手続きおよび手形訴訟

第1節 支払命令手続き(*proceso monitorio)

(訳者注：proceso monitorio とは、債務者から簡単かつ早急に (少額の) 貸金を取立てる訴訟手続きであり、債権者は、債務者の住所地などの第一審裁判所に、弁護士および訴訟代理士の関与なしに、直接申立書の提出に赴く。)

第812条 支払い命令手続きが適切なケース。

① 流動性のある、特定の、期日が満了した、かつ、請求可能ないかなる額の金銭債務の支払いを求める者は、債務が次のいずれかの方法で証明される場合、支払命令手続きに訴えることができる：

1. 債務者によって署名された、または、その印章、押印、マークまたは物理的または電子的なその他の印が押されたように見える文書を通して。その形式と種類または文書が存在するところの物理的媒体に係わらない。
2. 請求書、納品書、証明書、電報、テレファクス、または、債権者が一方的に作成したものであっても、債権者と債務者の間に存在するように見える類の関係における債権と債務を習慣的に記録するその他の文書を通して。

② 前項の規定を害しないで前項規定の要件を満たす債務の場合、かかる債務の支払いのために、次の場合には、また、支払命令を使用できる：

1. 債務が証される文書とともに、永続的な以前の関係を証明する商業文書が提出される場合。
2. 債務が建物の所有者共同体の共益費の不払いの証明書によって認定される場合。

第813条 管轄。

債務者の住所地または居住地の第一審裁判所、または、それらが不明な場合は、裁判所による支払い請求のために債務者を見つけることができる場所の裁判所が、支払命令手続きの専属管轄となる。ただし、第812条第2項第2号に係わる債務の請求の場合を除く。この場合、申立人の選択により、不動産が所在する場所の裁判所も管轄となる。

いずれにしても、第1編第2章第2節第2款に含まれる明示的または黙示的 (管轄) 合意に関する規則は適用されない。

裁判所書記官による住所または居住についての調査の実施後、これらが効果がなかった場合、または、債務者が別の裁判区に所在している場合、裁判官は、そのような状況を記録して、また、債権者に管轄裁判所に再度訴訟を起こす権利を留保して、訴訟を終了する決定を下す。

第814条 支払命令手続きの開始請求。

① 支払命令手続きは、債務者の身元、債権者と債務者の住所、または、居住して

いる、または、発見できる場所、ならびに、債務の由来および金額を表示する債権者の申立書により、第 812 条に係わる文書を添付して、開始する。

申立書は、前段に係わる事項の表示を容易にする印刷物または定型書式で提出できる。

② 支払命令手続きの開始申立書の提出には、訴訟代理士や弁護士を利用する必要はない。

第 815 条 申立ての受理および支払請求。

① 申立書に添付された書類が、第 812 条第 2 項に規定されたものである場合、または、申立書記載の内容により確認される申立人の権利の一応確からしい証拠となっている場合、裁判所書記官は債務者に対し、20 日以内に、裁判所に債務を認めて、申立人に支払うか、または、裁判所に出頭し、十分に根拠のある合理的な方法で、異議申立書でもって、その者の意見では請求金額の全部または一部を負っていないと主張するように求める。それ以外の場合は、裁判官に、（裁判官が）開始申立書の受理について対応するものを裁定するために、通知する。

（裁判所の）支払い請求は、本法第 161 条に規定される方法で、支払いを行わない場合、または、支払い拒否の理由を主張するために出頭しない場合は、次条の規定に従って強制執行が行われるという警告を伴って、通知される。公示送達による被告への請求は、本条の次項で規定される場合にのみ認められる。

② 第 812 条第 2 項第 2 号に係わる債務の請求では、通知は、所有者共同体の事案に関連するあらゆる種類の通知および召喚のために債務者が事前に指定した住所で行われなければならない。そのような住所が指定されていない場合、通知は、部屋または店舗内で試みられる、この方法でも有効でない場合は、本法第 164 条の規定に従って通知される。

③ 申立書に添付された書類が、請求金額が正しくないことを示している場合、裁判所書記官は裁判官に通知する。裁判官は、場合に応じて、決定を通して、申立人に、最初に申立てた金額よりも少ない額で支払い請求する提案を受け入れるか拒否するか求めることができる。提案においては、申立人に、10 日を超えない期間内に回答しない場合、または、回答が拒否の場合、（申立てを）撤回したとみなされることを通知しなければならない。

④ 債務の請求が企業家または専門職と消費者またはユーザーとの間の契約に基づいている場合、裁判所書記官は、請求を行う前に、裁判官に通知し、（裁判官が）申立ての基礎を構成する、または、請求額を決定した（契約）条項の濫用可能性を評価できるようにする。

裁判官は、申立ての基礎を構成する条項、または、支払うべき金額を決定する条項のなんらかが濫用的と見なされる可能性があるかどうか職権で調査する。なんらかの条項がそのように評価できると認める場合、当事者を 5 日の間で聴聞する。これらを聴聞した後、次の 5 日以内に決定を通して妥当なものを裁定する。この（裁判）手続きでは、弁護士や訴訟代理士の介入は強制されない。

契約条項のなんらかの濫用が認められると、下される決定は、申立ての不適切さを、または、濫用と見なされる条項の適用なしでの裁判手続きの継続を取り決めること

で、そのような濫用の結果を決める。

裁判所が濫用条項の存在を認めない場合、裁判所はそのように宣言し、裁判所書記官は第1項規定の条件で債務者に請求する。

下される決定は、いずれにしても、直接控訴できる。

第816条 請求された債務者の不出頭および執行の開始。利息。

① 債務者が支払請求に対応しない場合、または、出頭しない場合、裁判所書記官は、支払命令手続きを終了させる決定を下し、債権者に（強制）執行開始を請求するよう通知する。この請求には単なる申立書で足り、本法第548条規定の20日間の期間経過は必要ない。

② 執行の開始後は、（一般）判決についての規定に従い執行は継続する。これら（判決）の場合に定める異議申立てをすることはできるが、支払命令手続きの申立人および被執行債務者は、支払命令で請求された金額、または、執行で得られたものの返還を、通常訴訟で終局的に請求できない。

執行開始する決定が下されるときから、債務は第576条に係わる利息を発生させる。

第817条 債務者の支払い。

債務者が支払い請求を履行した場合、その者がそれを証明するとすぐに、裁判所書記官は訴訟行為をファイルに綴じる。

第818条 債務者の異議申立て。

① 債務者が期間内に異議申立書を提出した場合、その事案は対応する裁判で終局的に裁定され、下される判決は既判力を有する。

異議申立書は、一般規則に従って、（請求）金額のために弁護士と訴訟代理士の介入が必要な場合、それらの者が署名しなければならない。

債務者の異議申立てが超過請求の存在に基づく場合、本法第21条第2項の規定に従って、支払義務があると認められる金額に関して裁判される。

② 請求額が口頭審理裁判の額を超えない場合、裁判所書記官は、その決定を下して、支払命令手続きを終了し、この種（口頭審理）の裁判に規定されるところに従って手続きを継続することを取り決め、また、異議申立書を原告に、10日以内に書面でそれを否認できるように、送付する。両当事者は、それぞれの異議申立書およびその否認書において、第438条以降に規定される手続きに従って、審問の開催を請求できる。請求金額が口頭審理裁判の金額を超える場合、申立人が異議申立書の送付から1か月以内に対応する訴えを提起しない場合、裁判所書記官は、その決定を下して、訴訟行為を却下し、債権者に費用の支払いを命じる。債権者が訴えを提出した場合、支払命令手続きを終了させる（書記官）決定で、第404条以降の規定に従って被告に訴えの送付を取り決める。ただし、訴えの受理が適切でない場合を除く。この場合は、裁判官が対応するものを裁定するために、裁判官に通知する。

③ いずれにしても、建物の賃借人が支払うべき賃料または金額が請求され、この

者が異議申立てする場合、その事案は、その金額にかかわらず、口頭審理裁判手続きによって終局的に裁定される。

第2節 手形訴訟

第819条 手続きされるケース。

手形訴訟は、その開始時に、手形・小切手法で定められた要件を満たす為替手形、小切手または約束手形が提出される場合にのみ手続きされる。

第820条 管轄。

被告の住所地の第一審裁判所が手形訴訟の管轄となる。

(権原) 証書の所持者が、同じ証書から生じる義務を負う複数の債務者を訴える場合、それらのいずれの住所地の裁判所も管轄を有し、債務者は個々の代理人を通して裁判に出頭できる。

第1編第2章第2節第2款に含まれる明示的または黙示的(管轄)合意に関する規則は適用されない。

第821条 開始。訴え。支払請求および仮差押え。

- ① 手形訴訟は、手形証書を添付する簡潔な訴えによって開始される。
- ② 裁判所は、決定を通して、手形証書の形式的正確さを分析し、(法に)準拠していると判断する場合、次の措置を直ちに採用する：
 1. 債務者に10日以内に支払うよう要求する。
 2. 債務者の資産の即時の仮差押えを、支払請求が履行されない場合の延滞利息、支出および費用を加えて、執行名義に表示される金額により命じる。
- ③ 前項の措置の採用を否認する決定に対しては、原告は第552条第2項に係わる不服申立てができる。

第822条 支払。

手形債務者が支払請求を履行する場合、第583条の規定に従って手続きされる、しかし、費用は債務者が負担する。

第823条 差押えの解除。

- ① 債務者が、支払請求された日から5日以内に、自分自身または代理人によって出頭し、その署名の信憑性を断固として否定するか、(手形)表示の絶対的な欠如を主張する場合、裁判所は、事案の状況と提供された書類に鑑みて、都合がよいと考える場合は、適切な保証または保障を要求して、取り決められた差押えを解除する。
- ② 以下の場合には差押えは解除されない：

1. (手形) 振出、引受、保証または裏書きが、日付の表示をして、(職能団体加入) 商業仲立人により介入された場合、または、それぞれの署名がその手形で公証人によって真正と認証されている場合。
2. 拒絶証書または公証人による支払請求において手形債務者が、(手形) 証書での自己署名の信憑性を断固として否定していない、または、(手形) 表示の絶対的な欠如を主張していない場合。
3. 手形債務者が裁判上または公署証書で自己の署名を認めたとき。

第 824 条 手形異議申立て。

- ① 前条の規定を害しないで、支払請求後 10 日以内に、債務者は手形裁判に異議申立ての訴えができる。
- ② 異議申立ては、訴えの形で行われる。手形債務者は、手形・小切手法第 67 条に規定されるすべての異議申立ての事由または原因を、手形、小切手または約束手形の所持人に対抗できる。

第 825 条 異議申立てがないことの効果。

債務者が定められた期間内に異議申立ての訴えを提起しない場合、裁判所は請求された金額により(強制)執行を開始する、その後、裁判所書記官は、差押えが実行できていなかった場合、または、第 823 条の規定に従って、解除されていた場合、差押えを実行する。

この場合に開始された執行は、判決、裁判上および仲裁上の裁定に関する本法の規定に従って審理される。

第 826 条 手形異議申立ての審理。

債務者が異議申立書を提出した場合、裁判所書記官は債権者にそれを、10 日以内に書面で異議を否認するために、送付する。両当事者は、それぞれの異議申立書および否認書において、口頭審理裁判について第 438 条以降に規定される手続きに従う審問の開催を申立てできる。

審問が申立てられない場合、または、裁判所がその開催が適切でないと判断する場合、異議申立てはそれ以上の手続きなしに裁定される。

審問開催が取り決められる場合で、債務者が出頭しない場合、裁判所は、債務者が異議申立てを撤回したとみなし、前条規定の裁定をする。債権者が出頭しない場合、裁判所は異議申立てについて、その者を聴取せずに、裁定する。

第 827 条 異議申立てについての判決。効果。

- ① 10 日の期間内に、裁判所は異議申立てについて裁定して判決を下す。異議申立てが却下され、判決が不服申立てされた場合、本法規定に従って、仮執行可能となる。

- ② 異議申立てを認容した判決が不服申立てされた場合、実行された仮差押えに関しては、第 744 条に従う。
- ③ 手形裁判で言い渡された確定判決は、その裁判で主張され、議論された事項に関して既判力を生じる、また、残りの事項は対応する裁判で提起され得る。